

◎令和2年2月農業委員会議事録

開催日時 令和2年2月10日(月) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場2階庁議室

農業委員出席者 下田 司 佐藤美代子 村上卓也 林田 篤
岡 牧生 齊藤 進 岩永俊夫 福永哲夫
本田博士 吉田二郎 山内秀一 森田義美
榮 恵 友田 廣 森下文夫 高木勝美

農業委員欠席者 松永雄治

事務局出席者 高田克明 河原まり 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、山内秀一委員、森田義美委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第23号 農地法第3条の届出について
- 2) 報告第24号 許可不要転用届出について
- 3) 議案第35号 農地法第5条の許可申請について
- 4) 議案第36号 農用地利用集積計画承認申請について
- 5) その他

5 閉 会

○報告第23号 農地法第18条の合意解約について

議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第23号農地法農地法第3条の3第1項の規定による届出が
3件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第23号を1枚めくっていただきまして、番号1。通知者。所有者。嘉島町上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。取得者。嘉島町上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。申請物件。大字上島字三十六地番〇〇〇。地目、田。面積1,911㎡。権利の内容は所有権。権利を取得した事由は相続。権利を取得した日は令和元年12月24日。届出日は令和2年1月16日。あっせん等の希望はありません。

次のページをお開きください。番号2。通知者。所有者。熊本市東区健軍〇丁目〇番〇〇号。〇〇〇〇〇。取得者。熊本市東区健軍〇丁目〇番〇〇号。〇〇〇〇〇。申請物件。大字下六嘉字永田地番〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積582㎡。大字井寺字菅無田地番〇〇〇〇〇。面積1,057㎡の合計1,639㎡。権利の内容は所有権。権利を取得した事由は相続。権利を取得した日は平成19年5月11日。届出日は令和2年1月21日。あっせん等の希望はありません。

次のページをお開きください。番号3。通知者。所有者。嘉島町上仲間〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。取得者。嘉島町上仲間〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇〇。申請物件。大字上仲間字石塘尻地番〇〇〇〇ー〇。地目、畑。面積112㎡。同じく大字上仲間字藪ノ内地番〇〇〇〇〇〇。地目、田。面積269㎡。同じく大字上仲間字居屋敷地番〇〇〇〇〇〇。地目、田。面積294㎡。同じく大字上仲間字前田地番〇〇〇〇〇〇。地目、田。面積912㎡。同じく大字上仲間字前田地番〇〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積277㎡。同じく大字上仲間字前田地番〇〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積786㎡。同じく大字上仲間字前田地番〇〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積663㎡。同じく大字上仲間字前田地番〇〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積1,305㎡の合計4,618㎡。権利の内容は所有権。権利を取得した事由は相続。権利を取得した日は平成28年8月16日。届出日は令和2年1月28日。あっせん等の希望はありません。

以上です。

議長 ただ今説明がありました案件は、相続による所有権の移転でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第24号 許可不要転用の届出について

議長 続きまして、報告第24号許可不要転用の届出が1件あっております。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第24号の冊子をお開きください。番号1。届出人。嘉島町。土地の所在。大字下六嘉字中市地番〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積1,495㎡。他〇〇筆の48,035㎡。転用目的、熊本都市公園（嘉島町運動公園）の拡張。施設の概要はサッカーコート2面。クラブハウス1棟。駐車場394台の予定です。所有者。〇〇〇〇外〇〇名。1枚めくっていただきまして、位置図を添付しております。現在の嘉島町運動公園の東側に位置します。1枚めくっていただきまして、字図を添付しております。次のページは配置図となります。参考に見ていただきたいと思います。申請理由については議案書に記載の通りで、嘉島町運動公園の拡張によりサッカーコート2面を計画するものです。

以上で報告第24号についての説明を終わらせていただきます。

事務局長 すみません。今、報告第24号で許可不要転用届出の報告をいたしました。が、どういったものが転用許可が不要かと申しますと、まずは収用法に該当する町道ですね、道路の拡張だったりだとか、新設だったりこういったのは許可不要届になります。あとは、町がする事業ですね、今言ったサッカー場の拡張とか、こういう庁舎とか町民会館とかこういう施設も許可不要届になります。それで、今までは農業委員会に報告をあまりしてなかったのかなと思います。今後は、建物施設については農業委員会のほうに届出が出たら、報告議案ということで提出をさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

議長 ただ今説明がありました案件は、公共事業の許可不要転用でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第35号 農地法第5条の許可申請について

議長 続きまして、議案第35号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請が1件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。
農地区分につきましては、集落内にある10ha未満の未整備農地である第2種農地と判断できます。
土地利用計画の内容は、資材置き場として利用する計画です。
また、既に資材置き場として利用されていたため、始末書が添付されています。
なお、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。遅滞なく申請地を申請にかかる用途に供する見込みが確実であること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと等を確認しております。
また、東側隣接農地の所有者から、同意書が提出されています。
以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。
事務局からは以上です。

議長 委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
何もなければ、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第36号 農用地利用集積計画承認申請について

議長 続きまして、議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が14件っております。
このうち、○○委員の案件がございますので、こちらから先に審議いたします。
それでは、○○委員の退室を求めます。
(○○委員退室)
事務局の説明をお願い致します。

事務局長 はい。それでは、議案第36号○○委員の案件を個別に説明をいたします。まず3ページをお開けいただきたいと思います。利用権の設定者・登録区分・利用権を設定する土地・利用内容・期間・反当りの小作料の順に説明をしていきます。○○○○。○○○○。再

設定。大字上島字北鶴〇〇〇〇番地。田の826㎡外〇筆の合計面積1,579㎡。米・麦・大豆。3年。反当り10,000円です。

以上で、〇〇委員の案件についての説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。それでは、〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

〇〇委員、承認されましたので報告いたします。

〇〇委員 ありがとうございます。お世話になりました。

議長 それでは、残りの案件について事務局より説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、残りの案件について説明をいたします。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定等の計画が14件の37,210㎡。うち再設定が6件の10,907㎡です。

それでは議案書の一覧表2ページをご覧ください。区分、期間、借り手氏名・現経営面積・利用権の設定等の面積・合計・備考の順に説明をいたします。

賃借権の設定。3年。〇〇〇〇。12,923㎡。田の1,579㎡。12,923㎡。更新です。同じく賃借権の設定。5年。〇〇〇〇。59,000㎡。田の1,057㎡。59,000㎡。更新です。同じく〇〇〇〇。177,092㎡。田の2,773㎡。177,092㎡。更新です。同じく〇〇〇〇。9,026㎡。田の2,566㎡。9,026㎡。更新です。同じく〇〇〇〇。35,000㎡。畑の2,010㎡。35,000㎡。更新です。同じく

〇〇〇〇〇。55, 827㎡。田の922㎡。55, 827㎡。更新です。同じく〇〇〇〇。32, 968㎡。田の2, 939㎡。35, 907㎡。新規です。同じく〇〇〇〇。1, 403㎡。田の418㎡。1, 821㎡。新規でございます。賃借権の設定10年1か月。〇〇〇〇〇〇〇。4件。田の18, 982㎡。新規です。所有権の移転。〇〇〇〇。田の1, 982㎡。使用貸借権の設定。10年1か月。〇〇〇〇〇〇〇。田の1, 982㎡。新規でございます。

次、4ページをお開けいただきたいと思います。個別に説明をしたいと思います。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。井寺字菅無田〇〇〇〇番地。田の1, 057㎡。米・麦・大豆。反当り60KG。物納でございます。

続いて、5ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。下六嘉字永田〇〇〇〇-〇番地。田の2, 191㎡。外〇筆の合計2, 773㎡。5年。反当り60KG。物納でございます。

次、6ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。井寺字二番割〇〇〇〇番地。田の2, 566㎡。米。5年。反当り90KGです。物納です。

次、7ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。井寺字小豆坂〇番。畑。2, 010㎡。飼料。5年。反当り15, 000円です。

次、8ページです。〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。上島字三十六〇〇〇〇番地の〇。田の922㎡。米・麦・大豆。5年。反当りの12, 000円です。

9ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。井寺字二番割〇〇〇〇番地の〇。田の2, 229㎡。外〇筆の合計2, 939㎡。大豆。5年。反当りの10, 000円です。

次、10ページです。〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。鯉字浮明〇〇〇〇番地の〇。田。418㎡。米・麦・大豆。5年。反当り15, 000円です。

次、11ページです。これも利用権の設定です。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇。新規。下六嘉字源左衛門〇〇〇〇番地。田の2, 167㎡。外〇筆の合計5, 702㎡です。水田。10年と1か月。反当り15, 000円です。

次、12ページです。利用権の設定。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。下六嘉字御供田〇〇〇番地。田の799㎡。外〇筆の合計3, 801㎡。水田。10年1か月。御供田が反当り10, 000円で

す。次の塚田〇〇〇〇につきましては反当り15,000円です。

次、13ページです。利用権の設定。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。上島字古宮〇〇〇番地。田の1,969㎡。水田。10年と1か月。反当り15,000円です。

続きまして、14ページです。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。上島字壱町田〇〇〇番地。田の2,663㎡。外〇筆7,510㎡。水田。10年1か月。反当り15,000円です。

続きまして、15ページです。所有権の移転。〇〇〇〇。〇〇〇〇。〇。犬渕字一ノ口〇〇番地。田の991㎡。外〇筆の合計1,982㎡。水田。10年。対価としましては1筆当り1,000,000円で、対価は〇筆で2,000,000円になります。

最後に、利用権の設定です。16ページです。これは先ほど所有権移転を説明しましたがけれども、これは町の嘱託登記をした後に、最終的に〇〇のほうに利用権設定をされる分になります。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。犬渕字一ノ口〇〇番地。田の991㎡。外〇筆合計1,982㎡。水田。10年と1か月。使用貸借権の設定になります。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第36号の説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。

続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。

何もないようでしたら事務局から何かございませんでしょうか。

事務局長 来月の農業委員会は3月の10日が議会の予定ということで、まだ決定ではありませんけれども、来月は11日水曜日の9時半からということで、よろしいですか。3月11日の9時半からここでということでもよろしいでしょうか。

議長 10日が良ければ、10日の午後でもいいですけれども。

〇〇委員 いつでもいいです。

議長 11日でよろしいですか。

委員 はい。(委員一同)

議長 では、11日で。3月11日の9時半からで。申告があつておりますので、おそらくまたここで。

それでは本日の農業委員会総会はこれをもちまして閉会いたします。お疲れさまでした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和2年2月10日

会長 下田 司

委員 山内 秀一

委員 森田 義美